

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	2700000310887
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鳥取市三津字砂所ノ一			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
869番7	山林	12251		869番1から分筆 〔昭和48年2月28日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	
[余白]	[余白]	12194		③869番7、869番9に分筆 〔平成16年6月29日〕	
[余白]	[余白]	12135		③錯誤 〔令和4年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年3月27日 第6544号	原因 昭和48年3月27日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

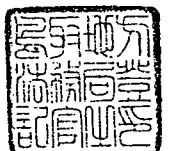


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月27日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	2700000310888
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	鳥取市三津字砂所ノ一			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
869番8	山林	1244		869番3から分筆 〔昭和48年2月28日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月6日	
[余白]	[余白]	861		③869番8、869番10に分筆 〔平成16年6月29日〕	
[余白]	[余白]	804		③錯誤 〔令和4年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年3月27日 第6544号	原因 昭和48年3月27日売買 所有者 鳥取県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成9年2月6日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年12月27日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	2700000277004
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
9番8	畑		69	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	
余白	原野	余白		②年月日不詳変更 〔令和4年12月22日〕	
余白	余白		39	③錯誤 〔令和4年12月22日〕	
余白	余白		429	③1771番26を合筆 〔令和5年2月13日〕	
余白	余白		396	③9番8、9番9に分筆 〔令和5年2月13日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年3月27日 第6544号	原因 昭和48年3月27日売買 所有者 鳥取県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日
2	合併による所有権登記	令和5年2月8日 第2245号	所有者 鳥取県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年2月17日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	2700000281178
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1771番5	山林	1596		余白	
余白	余白	3316		③1771番12、1771番13、1771番14を合筆 〔昭和45年9月24日〕	
余白	余白	3073		③1771番5、1771番20に分筆 〔昭和45年12月14日〕	
余白	余白	2082		③1771番5、1771番21に分筆 〔昭和46年2月23日〕	
余白	余白	1724		③1771番5、1771番24、1771番25に分筆 〔昭和48年2月20日〕	
余白	余白	2521		③1771番21を合筆 〔昭和48年2月26日〕	
余白	余白	3046		③錯誤 〔昭和48年3月17日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	
余白	余白	1389		③1771番5、1771番30、1771番31に分筆 〔平成16年6月29日〕	
余白	余白	1370		③錯誤 〔令和4年12月12日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年3月27日 第6544号	原因 昭和48年3月27日売買 所有者 鳥取県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	2700010015709
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	鳥取市伏野字中ノ茶屋裏			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1771番30	山林	958		1771番5から分筆 〔平成16年6月29日〕	
余白	余白	958		③錯誤 〔令和4年11月10日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年3月27日 第6544号	原因 昭和48年3月27日売買 所有者 鳥取県 順位1番の登記を転写 平成16年6月25日受付 第11338号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和4年12月27日
鳥取地方法務局

登記官

渡邊徹志郎

